

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	牧 明彦
登録番号又は法人番号	0 4 4 4 1 9 7 2
所属する単位会	大分県行政書士会
事務所名称	牧総合事務所
事務所所在地	別府市立田町1番20号
処分年月日	平成31年3月1日
処分内容（種類）	廃業の勧告(廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。)
上記処分をした理由	<p>(大分県行政書士会会則第36条による)  行政書士法第10条及び第13条  大分県行政書士会会則第31条及び第33条</p> <p>平成27年度に依頼者から苦情申立てがあり、その都度、対応要請や指導等を行ったが、依頼者からの再三再四に亘る催促を無視し、誠実な業務履行をせず懈怠を繰り返した。  受託業務の遅延による依頼者の損害に対する賠償金(100万円)の支払いを未だ行っていない。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>大分県行政書士会会則第36条  本会は、会員が法、並びにこれに準拠した命令、規則に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則、施行規則、支部細則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>行政書士法第10条  行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条  行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>大分県行政書士会会則第31条  会員は、法令等を遵守し、誠実に業務を行わなければならない。</p>

大分県行政書士会会則第33条

会員は、公正、迅速にその業務を取り扱わなければならない。